

気候ネットワーク KIKO NETWORK マニフェスト 通信

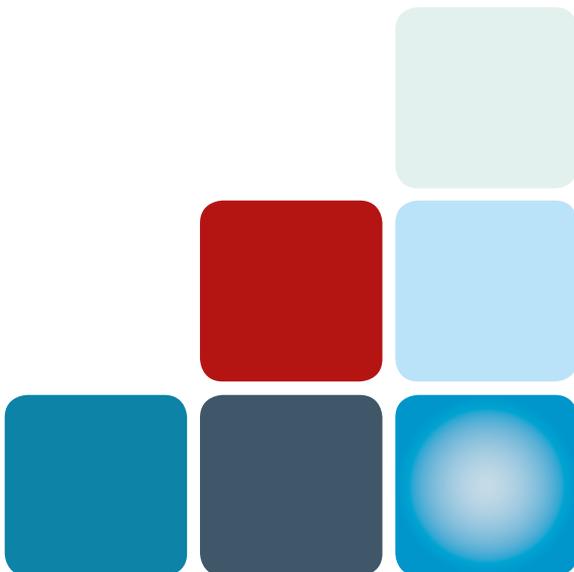
— 第 108 号 —
2016.5.1



祝 18 周年



気候ネットワークは、温暖化防止のために市民から提言し、行動を起こしていく環境 NGO/NPO のネットワーク組織として、多くの組織・セクターと連携しながら、温暖化防止型の社会づくりをめざしています。



topics

わたしたちはめざします

人類の生存を脅かす気候変動を防ぎ、
持続可能な地球社会を実現すること

- ・世界の温室効果ガスを大幅に減らす国際的なしくみをつくる
- ・日本での持続可能な低炭素社会・経済に向けたしくみをつくる
- ・化石燃料や原子力に依存しないエネルギーシステムに変える
- ・市民のネットワークと協働による低炭素地域づくりを進める
- ・情報公開と市民参加による気候政策決定プロセスをつくる

- ・地震災害 耐震と省エネ・断熱を同時に
- ・パリ協定の含意を反映しない日本の「地球温暖化対策計画」
- ・G7 伊勢志摩サミットで約束すべき 7 つのポイント
- ・FIT 制度改正の概要とその影響
- ・突出する関西電力グループの石炭火力発電計画
- ・世界で導入が進むキャップ&トレード

【今号のメイン写真】

右上：気候ネットワーク支援者交流会（4/2）

左下（左）：温暖化防止セミナー in 金沢（2/20）

左下（右）：再エネ×パリ協定 なじよすっぺふくしまシンポジウム（3/22）



地震災害 耐震と省エネ・断熱を同時に

浅岡 美恵（気候ネットワーク理事長）

大震災の再来

4月14日夜以来、熊本・大分を、多数回の大地震が襲った。亡くなられた方々に哀悼の意を捧げ、被災された多くの方にお見舞い申し上げます。大地震後の「本震」は阪神・淡路大震災と並ぶほどのエネルギー量。日本は本当に地震リスクに晒されている国である。2030年前後には南海、東海、東南海といった海溝型大地震の連動が高い確率で予測されているうえ、活断層の数は全国で2000を超えるらしい。だが、その図には明らかに空白部分がある。今回も新たな断層が確認された。これがすべてではないことを忘れてはならない。

今回の地震で避難者は最大時に17万人を超えた。40万戸で断水、20万戸で停電、10万戸でガスの供給を停止。基幹病院で機能がマヒした。幹線道路も地域道路も寸断され、震災関連死が現実化している。地震の衝撃を逃れても生存の危機は続く。改めて、自然災害と原発事故とが重なった時の避難の困難さを想起させた。だが、川内原発は停止されなかった。

低調な「温暖化対策計画」

政府の地球温暖化対策計画案がパブコメに付された。パリ協定後の温暖化対策であれば、注目を集めるものであってほしいが、20年来の既視感をぬぐえない。その理由は、「エネルギーミックスと整合的」な計画であることにある。エネルギーミックスとは、昨年決定された経済産業省の「長期エネルギー需給見通し」のこと。実現困難な原発目標（20～22%）と震災前よりも拡大させる石炭目標（26%）をベースロード電源とするもので、これと整合的な計画が、パリ協定と整合的とはなりようがない。

先日、国会で、このエネルギーミックスの論拠について、改めて経済産業省の説明を聞く機会があった。驚いたことに、世界の2030年のエネルギーミックスを踏まえて策定されたという。ここに最大の時代認識の誤りがある。原発はコスト高で退却を余儀なくされ、健康問題と将来の温暖化対策費用から、石炭火力からの投資の引き上げが加速し、経済合理性からも再生可能エネルギーへの投資が拡大し導入が加速している現実が、賢明な官僚たちに見えないはずはないのだが。パリ協定後、世界のこのトレンドはより加速している。

温暖化対策と地震対策を同時に

地震は具体的には予知できず、避難も難しい。それゆえ、建物の耐震性能の確保は急務である。他方、気候変動は予測可能で、残り少なくなったとはいえ、緩和の可能性とその時間的猶予がある。それ故、パリ協定が合意された。2030年に2013年比26%削減との目標達成のために、省庁間の綱引きで家庭と業務には40%削減が割り振られた。産業分野での削減で目標を深掘りすべきだが、耐震性能と同時に、省エネ・断熱性能を強化する建物対策を強化すべき時である。その支援策を求めたい。

パリ協定の含意を反映しない日本の「地球温暖化対策計画」

桃井 貴子（気候ネットワーク）

2012年の地球温暖化対策推進法改正の結果、「京都議定書目標達成計画」に続く2013年以降の国の温暖化対策の枠組みを形づくる計画として、政府は「地球温暖化対策計画」を策定するものとされました。しかし、京都議定書第一約束期間（2008～2012年）を終えた後、日本は京都議定書第二約束期間の削減義務を放棄し、計画が策定されないまま4年の歳月が流れています。

今回の「地球温暖化対策計画」は、計画がなかった空白期間によりやく終止符を打つとともに、昨年末に「パリ協定」が採択されてはじめて定められる温暖化対策の法定計画となります。「パリ協定」に盛り込まれた「1.5～2°C目標」や、早ければ2050年にも世界の温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという長期目標に向けて、それを実行するための計画であることが求められています。

しかし、残念ながら3月15日に地球温暖化対策推進本部でまとめられた「計画（案）」は、パリ協定の内容を反映しているとは言えず、従来の産業界の自主行動計画の延長であり、原発・石炭に偏重したエネルギー政策を追認するものでしかありませんでした。そもそも、この計画案を議論した産業構造審議会と中央環境審議会地球環境部会の合同会議の場では、産業界寄りの複数の委員から、原案で示された長期目標「2050年80%削減」や「排出量取引制度の検討」の文言削除を求める意見が出て、その2つの論点で応酬するような極めてレベルの低い議論が展開されていたので、その文言が残されただけでもマシという意見もあるほどです。まるでパリ協定の合意など存在しなかったかのような議論が日本ではなされています。

気候ネットワークでは、4月13日締め切りのパブリックコメントにあたって今回の計画案に対して31の意見を出しました。その内、特に重要な計画に盛り込むべき論点は次の6つです。

地球温暖化対策計画に盛り込むべきポイント（抜粋）

1. 長期的な排出削減目標：1990年比で2050年までに「少なくとも」80%削減
2. 2030年中期目標は：1990年比で少なくとも温室効果ガス40～50%削減
3. 原発・石炭からの脱却、省エネ・再エネ重視のエネルギー政策
4. 原発を温暖化対策に位置づけない
5. 地球温暖化対策税の抜本強化（税率の大幅強化や免税措置の廃止）
6. キャップ・アンド・トレード型排出量取引制度の早期導入

本来、「パリ協定」後の温暖化対策は、これまでの対策のあり方を抜本的に見直し、原発・化石燃料重視から省エネ・再エネ重視へとエネルギーシフトに向けた大胆な舵切りが必要です。「パリ協定」を批准するための法律がつけられ、その法律に基づいて「計画」もつけられるべきです。今国会で上程されたのは「地球温暖化対策推進法」の改正案で、その内容も「抜本改正」からはほど遠く、普及啓発の推進、国際協力の推進、地方自治体の実行計画の共同策定と、環境省の手の届く範囲で手を打ったものにすぎません。

地球温暖化対策計画は、パブリックコメントの結果を踏まえ、G7サミットまでに閣議決定される見込みです。今、私たちに求められているのは、温室効果ガスの大量排出国である責任を果たせず、後退している日本の気候変動政策を変えるために、市民がしっかりとその意識をもち、有権者として、市民として、選挙などのあらゆる機会を通して行動していくことです。

G7 伊勢志摩サミットで約束すべき7つのポイント ～パリ協定を「実施段階」に移行させるために～

伊与田昌慶（気候ネットワーク）

2015年は、気候変動を防ぐためのパリ協定が採択された歴史的な年でした。4月22日に開催されたパリ協定の署名式には160以上という記録的な数の国が集まり、パリ協定を実施する政治的意思を示しました。そのような中で開催されるのが、5月のG7伊勢志摩サミットです。

今回のサミットの主要議題のひとつに「気候変動・エネルギー」が位置づけられています。パリ協定の実施に向けてこれまで以上に強いメッセージをG7が発信できるかどうかに関心が集まっています。

伊勢志摩サミットの背景～「脱炭素化」を掲げるG7、「排出ゼロ」をめざすパリ協定～

2015年6月のG7エルマウサミットでは、開催国ドイツによって気候変動が最重要議題に位置づけられました。エルマウでは、COP21パリ会議の成功に向けてG7首脳は次のことに合意しました。

- ・今世紀中に世界経済を脱炭素化する
- ・2050年までに世界の温室効果ガス排出量を2010年比で40-70%削減する
- ・2050年までにエネルギー部門の変革に向けて努力する

また、G7を含めた世界中の国は今世紀後半に（早ければ2050年頃に）世界の温室効果ガス排出を実質ゼロにするというパリ協定にも合意しています。これらのことは、G7諸国がすでに、脱化石燃料を進め、脱炭素化へ舵を切る約束をしていることを示しています。

G7のリーダーが約束すべき7つのポイント

- 1) 可能な限り早く、あるいは遅くとも2020年までに、長期的な温室効果ガス低排出開発戦略を作成し、提出する

COP21の結果、各国は2050年といった長期にわたって大幅削減を実現するための戦略を2020年までに提出することが求められています。「排出ゼロ」を確実に実現していくため、G7諸国は率先して脱炭素化の長期戦略をとりまとめ、国連に提出する必要があります。

- 2) できる限り早期にパリ協定を批准し、2020年までの早期発効^注を確保する

G7首脳は、パリ協定の早期発効を確実なものとするべく、早期批准の重要性を発信すべきです。なお、米中両国はパリ協定締結のための国内手続きを2016年中に行うと表明しています。

- 3) 気候行動の目標を引き上げ、正式提出の前に約束草案（NDC）を更新する

現時点で各国が掲げている排出削減目標・行動は、1.5～2℃目標に沿うものではありません。G7諸国は2018年に開催される促進的対話（温暖化対策の世界全体での進捗確認）の結果をうけて、2019～20年にかけて約束草案（INDC）を見直し、目標を引き上げて再提出するべきです。加えて、国連気候変動会議の技術専門家会合（TEMs）において効果的とされた政策・措置を、実際の行動に移すべきです。

- 4) 再生可能エネルギーを100%へと増加させ、エネルギー効率を向上させる

G7諸国は、再エネ100%への転換や省エネを加速させる決意を示す必要があります。また、伊勢志摩サミットの主要議題にもなった質の高いインフラ投資は、再エネや省エネに振り向けられるべきであり、化石燃料や原子力関連技術に対して向けられるべきではありません。

- 5) 2020年まで、そしてそれ以降も、資金支援貢献を引き上げていく

気候資金は、途上国が排出削減対策や適応策にとりかかるために不可欠です。G7は、技術や公的資金による途上国支援を大幅に拡大する必要があります。G7諸国は、2020年までとそれ以降も気候資金を公平な割合で拠出せねばならず、特に、緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）に対してさらなる貢献を行うことが必要です。

6) 2050年までにエネルギー部門を脱炭素化する

G7 諸国は、1.5～2℃目標を達成するため、現在埋蔵が確認されている化石燃料のうち80%以上を地中に留めたままとし、2050年までにエネルギー部門の完全な脱炭素化を達成することをめざすべきです。

7) 化石燃料及び原子力からの脱却を加速する

G7 諸国は、化石燃料、とりわけCO₂や環境汚染物質の排出が最も大きい石炭から脱却する意思を示すべきです。石炭火力発電所の新增設をやめ、既存のものも早期に閉鎖すべきです。特に日本国内には47基もの石炭発電所の新增設計画があることが明らかになっており、G7 諸国と比べても突出しています(図1)。また、石炭技術の海外輸出について公的支援も融資も行わないというOECD合意を広く適用すべきです。海外の石炭関連事業の支援についても日本はG7 諸国の中で突出しています(図2)。

また、東京電力福島第一原発事故やその他のリスクを鑑みると、気候変動を解決する手段として原子力利用を促進すべきではありません。2008年のG8洞爺湖サミットの首脳宣言には、「原子力が「温室効果ガスの排出量を減少させる不可欠の手段」とありましたが、ドイツのように脱原発方針を決めた国が増え、再エネが加速度的に拡大するにつれてそのような認識は過去のものになりました。

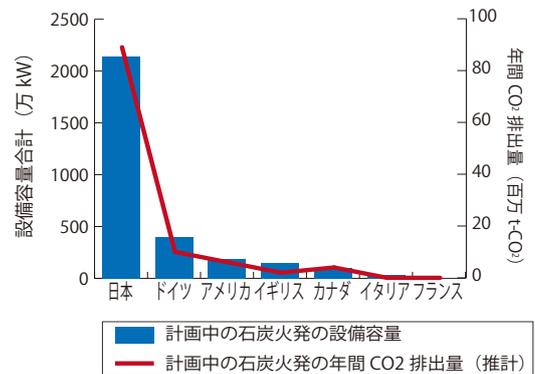


図1 G7 諸国で計画中の石炭火力発電所
出典: Endcoal "Global Coal Plant Tracker" より作成

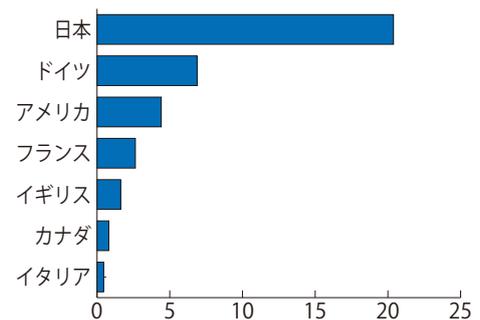


図2 2007～14年の石炭関連事業に対する
G7の国際的な公的資金規模 (十億米ドル)
出典: Coal finance database より作成

G7 諸国の中でも最も後ろ向きと評価される日本

日本は、G7 諸国の中でも気候変動対策に最も後ろ向きと評価されています。世界のエネルギー起源CO₂排出量の9割を排出する58ヶ国を対象に気候変動対策の取り組み状況进行评估したレポート「気候変動対策成績表 (Climate Change Performance Index 2016)」では、G7で上位から順に、英国(5位)、仏(8位)、伊(11位)、独(22位)、米(34位)、加(56位)、そして日本(58位)と、日本が最下位です。この期に及んで石炭発電を大幅に拡大する一方で実効性ある排出量取引制度を導入していない日本を尻目に他の国では対策が進んでいるため、年々順位が落ちていきます。科学者グループ「Climate Action Tracker」も、G7の中では日本とカナダのINDCを最低ランクの「不十分」と評価していますし、環境NGO「E3G」の脱石炭政策評価でも日本がG7の中で最下位となっています。

G7 伊勢志摩サミット議長国：日本がすべきこととは

伊勢志摩サミットに向けて日本には何が必要でしょうか。第1に、パリ協定の意義を踏まえ、気候変動が最重要議題であることを認識し、上の7つのポイントをもとに、これまでにない野心的なメッセージを出すことです。洞爺湖サミットでは目立った進展がなく、開催国の日本のリーダーシップに失望が広がりました。第2に、脱炭素化へと進むG7の歩みに水をささないことです。昨年エルマウサミットが開催された時、日本はG7で唯一約束草案が正式に提出できていない遅れた国でしたし、2℃目標に沿うよう、開発援助銀行の投資基準をつくる提案がなされていましたが、唯一日本が強く反対したと伝えられています。第3に、国内で短期・中期・長期の野心的な目標を掲げて実効性ある対策をとるための作業に着手することです。日本の場合、国内対策の欠如が国際交渉で重要な役割を演じることの足かせになっています。伊勢志摩サミットを機に国内対策の抜本強化に着手し、パリ協定実施の準備を進めるべきです。

(注) パリ協定は、世界の温室効果ガス排出量の55%を占める55ヶ国の国が締結したときから30日後に発効(=国際条約として法的に効力をもつこと)する。今年中に締結する意向を示している米中の排出量は世界の約38%で早期発効の公算が大きくなってきている。なお、EUは約12%、日本は約4%である。

FIT 制度改正の概要とその影響

豊田 陽介（気候ネットワーク）

2016年2月9日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第190回通常国会に提出された。これらの法律案は、一部を除き2017年4月から施行される予定になっている。主な変更点は次のとおりである。

（1）設備認定タイミングの見直し

太陽光発電において、設備認定手続を行い、買取価格を確定したものの工事を開始していない未稼働案件が増大していた。そこで2015年度からは、発電事業者は電力会社と接続契約を締結した後でなければ認定を取得することができなくなる。また、契約で設定した運転開始予定日までに電力を供給できない場合には、電力会社が契約を解除することを可能にする。

（2）買取価格の決定方法の見直しについて

調達価格の決定について、毎年の実績に基づき価格決定を行う現行の方式に加え、大規模の太陽光発電については入札方式を導入する予定だ。また、開発期間に長期を要する風力や地熱などの電源や、将来のコスト低減が見込まれる家庭用太陽光については、あらかじめ、複数年にわたる調達価格を定める予定だ。

（3）買取義務者の見直し等について

電力自由化に伴って現在固定価格買取制度による電力の買取義務は小売電気事業者が負うことになっているものを、2017年度からは送配電事業者に変更する。小売事業者と発電事業者で個別の契約を結んでいるものを除いて、送配電事業者が買い取ったFIT電力は、卸電力取引所を通じて小売事業者に供給されることになる。

FIT 制度改正の背景

これらの制度見直しの背景には、増加する再エネ賦課金の問題がある。2015年度の買取費用は1兆8400億円にのぼり、利用者が支払う賦課金も1兆3200億円に達した。今後もさらに増えることが予測されており、長期的に買取価格を引き下げていかないと、賦課金が過剰に高くなって電気料金の上昇をもたらしてしまう恐れがある。賦課金が増大した理由には、当初の予想を上回る太陽光発電の導入がある。太陽光発電は、高い買取価格もさることながら、他の電源に比べて設備導入が容易で、即時償却が可能なグリーン投資減税の適用などもあって短期間で急速に拡大した。一方、ポテンシャルが大きく発電単価の安い風力発電や地熱発電などは、環境アセスメントなどの手続きもあり、未だほとんど導入されていない。賦課金負担の大きい太陽光に偏って普及が進んだため、当初の想定よりも賦課金額が増大することになってしまったのである。

FIT 制度改正が再エネ導入に与える影響

今回の制度見直しの最大の懸念として、接続義務を定める現行特措法第5条の削除がある。特措法第5条では、特別に、再生可能エネルギー電気の系統事業者の接続義務を規定することにより、再生可能エネルギー電気への優先接続を確保してきた。この特措法第5条が削除されてしまうと、再生可能エネルギー電気の系統への接続の確保が保障されず、今後の再エネ導入が大幅に害される結果となりかねない。また、入札制度によって全量導入が妨げられることは、再エネの大幅導入の妨げとなる恐れが大きい。入札制度は導入地域のさらなる偏りを生んだり、大企業による寡占化を招き、必ずしもコスト効率的な導入につながるわけでもない。

日本の再エネの電力比率は大型水力を除くとわずか約4%に過ぎない。今必要なことは、再エネ導入に歯止めをかけることではなく、予見可能な価格設定と全量買取を維持しながら、太陽光発電の事業コストの引き下げとともに、風力、バイオマス、地熱などの電源の早期拡大を進めることにある。パリ協定で示された実質的な温室効果ガスの排出実質ゼロや再エネ100%社会の実現を目指すためにも、再エネの大幅導入を妨げてはならない。また再エネ導入に必要な費用はコストではなく投資であり、私たちの生活の質を向上させることにもつながるものである。

突出する関西電力グループの石炭火力発電計画

情報開示・住民説明は不十分

桃井 貴子（気候ネットワーク）

気候ネットワークでは、個別の石炭火力発電所建設計画の状況をまとめた「石炭火力発電所新設ウォッチ」を行っているが、その中でも国際合意の基準に満たない案件や、環境大臣から「是認できない」と意見された案件、住民から説明会の開催を求めても一切回答がない案件など悪質ともとれる計画がある。ここでは、全国 47 の計画に対しての規模別出資比率が最も高い関西電力グループの案件をまとめてみた。

▶▶赤穂（兵庫県）「燃料転換でボイラー技術は国の基準にも適合せず」

関西電力の既存の重油・原油を燃料とする火力発電所からボイラーを改造して石炭へ燃料転換する計画で、設備容量は 120 万 kW（60 万 kW × 2 基）で 2020 年度運転開始予定としている。原動力設備のみの変更との理由から国のアセス対象になっておらず、現在、自主アセスが進行中である。自主アセスは、情報公開や住民の参加、環境配慮が確保されているかを確認する手続きが十分にできない問題があり、実際、本計画では国が求める“最先端技術”よりも劣っているボイラー技術（USC ではなく SC）を採用しているため、通常のアセスメントでは承認されない技術である。さらに、昨秋 OECD で規制された、途上国向けの石炭火力支援の基準も満たしていないにも関わらず、住民説明会において担当者は「最新なのでクリーン」と繰り返し説明を行った。しかし、住民から「いつの時点で最新なのか」という質問については回答することができなかった。

▶▶市原（千葉県）「人口密集地帯で追加・複合汚染に配慮せず」

東京電力管内の千葉県市原市で、関電エネルギーソリューション（KENES）は、石油元売り大手の東燃ゼネラル石油と共同出資で新規の石炭火力発電所計画を推進（100 万 kW）している。昨年 9 月に環境アセス配慮書が公表された。これに対して環境大臣は同年 11 月に「是認できない」と意見したが、今年 2 月 5 日には方法書の手続きへと進む。現在、も大気環境が環境基準を満たさない場所であり、周辺に学校や病院もあることから、環境大臣から追加的な大気汚染の懸念が示されたが、事業者側から具体的な対応策は示されていない。

▶▶秋田港（秋田県）「首都圏用電源？ SOx・NOx 排出は都市部の 2 倍」

東北電力管内の秋田港で、KENES が丸紅と共同出資で新規建設を推進する石炭火力発電所計画で、規模は 130 万 kW（65 万 kW × 2 基）で首都圏用電源なども報じられている。市原同様、環境アセスの配慮書で環境大臣が「是認できない」と意見したが、会社側は今年 3 月に方法書を公表。また、SOx や NOx の排出濃度では、SOx が 41ppm、NOx が 30ppm と、いわゆる最高効率とされる磯子火力発電所（横浜市）の排出濃度の約 2 倍にあたり、環境対策も不十分だ。秋田県では能代でも東北電力の石炭火力発電所の建設計画があり、この計画も SOx や NOx の排出濃度が非常に高い。

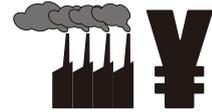
▶▶仙台・神栖・水島 「小規模火力、アセス条例なしの「抜け穴」地域で住民説明なしに推進」

KENES は、国の環境アセスの対象とはならない 11.25 万 kW 未満の規模の小規模火力発電所の建設も進めている。仙台港では伊藤忠エネクスとの共同出資で 11.2 万 kW の石炭火力発電所建設計画を進め、昨夏の住民による説明会要請にも一切回答せず、昨年 12 月に着工を開始した。仙台市は、その着工後に条例アセスの対象に火力発電所を加えたものの、本件は対象としなかった。

また今年 4 月、関電は丸紅と共同出資で特定目的会社「かみすパワー」を設立し、11.2 万 kW の発電所計画を進めていると報じられた。これは大阪ガスが昨年 12 月に丸紅との計画を断念したところだった。この他、岡山県でも小規模火力発電の建設が着工に入っており（水島エネルギーセンター）、宮城、茨城、岡山のいずれの地域も環境アセス条例がなく、住民への説明なしに進められる“抜け穴”地域である。

このように、環境配慮なく地域住民不在のままに石炭計画を各地で推進する関西電力グループだが、赤穂以外 5 つの計画に出資をしている関電エネルギーソリューション（KENES）の WEB サイト <<http://www.kenes.jp/>> に掲載されている発電事業の事例には、太陽光発電、風力発電、小水力発電と再エネしか掲載していない。それら発電出力は約 5 万 kW と小規模火力 0.5 基分に満たないが、石炭については、一言も触れておらず、再エネ電力がすべてであるかのようにも見える。石炭火力発電は、自社ウェブサイトに掲載することができない後ろ暗い事業と認めているようなもの。このような姿勢は消費者の信頼を得られるはずもない。引き続き、大いに市民・住民から指摘の声をあげていきたい。

世界で導入が進むキャップ&トレード 先行する東京都の取り組みとその成果



山本 元 (気候ネットワーク)

注目が集まるカーボン・プライシング政策

2015 年末に採択された「パリ協定」を受け、脱炭素、ゼロ・エミッションの取り組みを、さらに加速化させる必要があります。こうした状況の中で、対策を進める手法の一つとして各国において導入が進みつつある政策の考え方の一つに「カーボン・プライシング (Carbon Pricing)」があります。これは排出量取引制度や炭素税などの炭素を排出に価格を設定し、排出削減に対して経済的インセンティブを与え、排出削減への取り組みを促す政策です。

2014 年 9 月に開かれた国連気候サミットの直前には、世界の温室効果ガス排出量の 54% を占める 73 カ国と 11 の自治体、および 1,000 社を超える企業・投資家が炭素価格制度への支持を表明し、「炭素価格制度リーダーシップ連合」が立ち上がりました。このなかには、シェル石油などの化石燃料産業の企業も含まれています。国際競争が増す中で、よりクリーンで公平な経済活動を進める上でも、グローバルなカーボン・プライシング制度の構築が求められています。

広がる導入国・地域と遅れた日本

COP21 でもカーボン・プライシングに関するサイドイベントが開かれ、世界銀行グループのレイチェル・カイト (Rachel Kyte) 気候変動特使は、「我々は成長モデルから炭素汚染を取り除く必要があり、それにはエネルギー政策、エネルギー補助金の改革、そしてカーボン・プライシングの導入が伴う」と述べています。同銀行の調査によると、現在世界では約 40 カ国、20 以上の自治体が排出量取引をはじめとするカーボン・プライシングの運用をしており、導入へ向けた動きは広がりつつあります。

排出量取引制度の導入に先鞭をつけたのは EU です。2005 年より欧州で排出量取引制度 (EUETS) が導入され、現在では EU28 カ国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーがこれに参加しています。他にもスイスやニュージーランドなどでも導入されていますし、米国やカナダでも州政府レベルのキャップアンドトレードの導入が進んでいます。また、ブラジル、チリ、メキシコなどでも排出量取引制度の検討が行われています。野心的な排出削減目標を設定し、これに沿う適切なキャップを設定して制度を運用するのは必ずしも容易ではありませんが、大規模排出源対策として欧米ではこの制度が広がっています。

アジア地域も例外ではありません。2015 年には韓国が排出量取引市場を開設し、アジア地域で、初めて国レベルにおいて排出量取引制度を導入した国となりました。このほかにも中国においても、排出量取引制度の導入へ向けた 7 つのパイロット事業が行われており、2017 年までに国家レベルに引き上げる準備を進めています。しかし、先日パブリックコメントに付された地球温暖化対策計画においては、「我が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な対策 (産業界の自主的な取組など) の運用評価等を見極め、慎重に検討を行う」としており、遅れを取っている状況といえそうです。こうしたなかで、東京都は国に先駆けてキャップ&トレード排出量取引制度 (C&T) を導入し、成果をあげています。

今回、3月28日（月）に京都において、東京都のC & Tについて東京都環境局の宮田博之氏からご報告いただいた内容の一部を報告するとともに、省エネや排出削減につながる先進事例の一つとして紹介します。

東京都の排出構造 テナントが主要排出源

東京都の排出構造としては、業務部門と家庭部門の排出が大きく、業務部門においてはテナントビルが多くを占めている。C & T導入当初は、テナントのオーナーからの反発もあったが、それを乗り越えて成果を上げてきた。温暖化対策計画書

に基づく評価・公表制度もあり、事業者が簡単に取り組むことができる内容を列挙し、その取組が評価に反映されるようボトムアップに力を入れた政策となっている。

基準年比25%削減を達成

東京都では、2002年に導入した「地球温暖化対策計画書制度」からスタートし、3段階に分けて大規模事業所対策を強化しながら対策を行ってきた。対象事業所は1,300事業所で、その大半は業務系の事業所となっている。先日、第一計画期間（2010～2014年）の最終年度である2014年度の結果が公表され、総床面積が基準年比4%増加するなかで、基準年比25%のCO2削減を達成することができた（図）。これは一重に事業者との信頼関係が築かれてきたことによる。第一計画期間における削減義務目標は8%となっているが、対象事業者の91%が自らの省エネ対策で削減義務を達成する見込みとなっている。第二計画期間（2015～2019年）の削減義務は17%になるが、対象事業者の76%が自らの省エネ対策のみで達成できるという見込みである。削減目標が明確になっていることで、省エネに対する意識が前へ前へと進む形になってきているのが、各事業者の担当者へのヒアリングを実施して得た印象となっている。

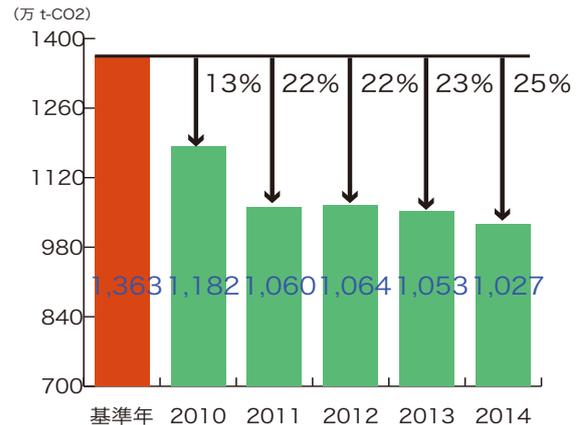


図 東京都排出削減第一計画期間推移
出典：東京都環境局資料より作成

特に削減成果が大きい事業者は、全社を挙げて取り組んでいるところで、計測を行いエネルギー消費が大きい箇所や効果を見定めて実行することができている。また同業他社によるノウハウの共有も大きな要素といえる。優良事業所の事例発表会、各種セミナーの開催において交流が図られることで、互いの成功談や失敗談が共有され効果的な対策が広がっている。

必要不可欠な政策導入を

日本において導入を拒む理由として、石油危機以降の省エネの進展による「乾いた雑巾」論があります。しかしながら、1990年以降、改善は停滞傾向にあり先進国の中でも必ずしも優位であるとは言えない状況になりつつあります。それだけでなく、経団連の自主行動計画に大きく依存する省エネ政策では効率改善が重視されており、経済活動に大きく左右され排出を減らすことができていませんでした。

その一方で、先日発表された2014年の温室効果ガス排出量の確報値によると、増え続けていた温室効果ガスが減少に転じたという明るいニュースもありました。その主な削減の要因としては、再生可能エネルギーの普及はもちろんのこと、工場・家庭における省エネ効果も貢献したと分析されています。しかし、この結果に安心はできません。なぜなら、総排出量にキャップが掛かっていない現在の政策では、一過性のものになってしまう可能性が高いからです。東京都のC & Tが継続的に効果を上げている点を参考として、国の温暖化対策に必要な不可欠な政策であるといえます。

●CAN-Japan セミナー「G7 伊勢志摩サミット特別企画 日本の気候変動対策の新時代を拓く」●

○日時：5月12日（木）18:30～21:00 ○会場：ユーズツウ（JR大阪駅・阪急梅田駅から徒歩5分）

○内容：「G7 諸国の気候変動対策の動向」高村ゆかりさん（名古屋大学大学院）

「世界で広がるダイベストメント」古野真さん（350.org Japan）、他

○主催：Climate Action Network Japan (CAN-Japan) ○参加費（資料代）：一般500円、CAN-J 団体会員無料

●特別公開セミナー「石炭火力による大気汚染・健康への影響と気候変動問題」●

○日時：5月18日（火）18:30～20:30 ○会場：神戸市勤労会館 多目的ホール（神戸市中央区）

○内容：報告「石炭火力発電の健康影響」ラウリ・ミルヴィエルタさん（グリーンピース）

○参加費：無料 ○詳細・申込み：<http://www.kikonet.org/event/2016-05-18>

○主催・問合せ：気候ネットワーク京都事務所 協力：グリーンピース・ジャパン（予定）

TEL：075-254-1011 / FAX：075-254-1012 Email：kyoto@kikonet.org（山本）

●…………… 気候変動シンポジウム「危険な気候の時代への対応（仮）」 ……………●

○日時：6月11日（土）13:30～17:00

○会場：在日本韓国 YMCA アジア青少年センター国際ホール（東京・神保町）

○内容：基調講演「気候変動、国土の危機。消えていく島国に生きる＝キリバス共和国＝」ケンタロウ・オノさん（キリバス共和国名誉領事）、専門家報告（報告者：高村ゆかりさん（名古屋大学大学院）、山岸尚之さん（WWF ジャパン）、大塚隆志さん（一般社団法人イクレイ日本））＊国際、国内、地域の現状・課題を受けて、気候ネットワークの活動状況や課題、今後の展望についても発表します。

○参加費：会員無料、一般500円 ＊当日入会いただければ会員価格で参加いただけます。

○詳細・申込み：<http://www.kikonet.org/event/2016-6-11>

○主催・問合せ：気候ネットワーク東京事務所

TEL：03-3263-9210 / FAX：03-3263-9463 Email：tokyo@kikonet.org

2016年度 気候ネットワーク総会

日時：6月11日（土）11:00～12:00（予定）

会場：在日本韓国 YMCA アジア青少年センター国際ホール（東京・神保町）

議題：2015年度の活動及び収支報告、2016年度の活動案及び予算案、他

＊正会員の方には、メール/郵送でご案内をお送りいたします。出欠、委任のご連絡をお願いします。

●…………… 支援者交流会を開催しました ……………●

4月2日、京都にて支援者交流会を開催しました。当日は会員や支援者の方にお集まりいただき、5つの活動分野に分かれて交流しました。支援者の皆様から活動に関する質問や助言をいただくことができ、有意義で楽しいひと時を過ごすことができました。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。

◎最近の活動報告◎

●【声明】仙台パワーステーション石炭火力発電所、住民説明なしの着工に対する抗議声明を発表しました。(3/7)

●【パブコメ・意見書】総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会火力発電に係る判断基準ワーキンググループ取りまとめ（案）に対する意見を提出しました。(3/9)

●【パブコメ・意見書】エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見を提出しました。(3/9)

●【意見書】市原火力発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する意見を提出しました。(3/18)

●【シンポジウム】再エネ×パリ協定 なじよすっぺふくしまシンポジウムーふくしま発再生可能エネルギーで描く持続可能な未来ーを開催しました。(3/22)

●【セミナー】脱炭素実現に向けた地域の温暖化対策～東京都の気候変動対策・排出量取引制度の成果と展望～を開催しました。(3/28)

●【アクション】JBICが融資を検討するインドネシアジャワ州バタン石炭火力発電所建設計画の見直しを求め、日本（JBIC前）・米国ワシントン（大使館前）・インドネシアジャカルタ（大使館前）で各地同時に融資反対を訴える行動を起こしました。(4/1)

●【報告書】京都府内の地球温暖化防止における連携・協働に関する調査報告書2(2015)を発行しました。(4/4)

●【意見書】三隅発電所2号機建設変更計画 環境影響評価方法書に対する意見を提出しました。(4/12)

●【パブリックコメント】地球温暖化対策計画（案）へのパブリックコメントを提出しました。(4/13)

スタッフから ひとこと



田浦

「資本主義から市民主義へ」「資本主義の終焉と危機」「資本主義経済システムの展望」と経済制度の転換点に関する書籍を読んでいます。脱炭素社会に適する経済制度は今と大きく違っているのだらうと思います。



桑田

スタッフの日々やインターンの活動、イベントなどを紹介しています。是非気候ネットワークのブログ等をご覧ください。よろしくお願いいたします。

「震災は忘れたころにやってくる」のは昔の話でしょうか。東日本大震災の傷も癒えぬうちに再び、九州熊本・大分で破壊的な巨大地震です。被災地の皆様にお見舞い申し上げます。地震の活動期に入ったと言われる日本。今なお原発を動かし続ける政府に恐怖すら感じます。



伊与田

4月22日のパリ協定の署名式には国連史上最多となる160以上の国が参加し、署名したとのこと。署名はそれ自体では法的拘束力を生じさせるものではありませんが、排出ゼロに向かっていく国際社会の意思が示されたと言っていいでしょう。

3月末にイスカンダル・マレーシアから帰ってきたら冬が終わっていました。でも年度末の仕事は雪だるまのように積み上がり、雪解けはまだまだ先のようです。



鈴木

お上の言うことは玉虫色の発言が多い。日本語でも分かりにくい、これを英訳すると時にタムシがコガネムシにもゴキブリにも変わる。自分の語学力の無さを棚に上げて発言者ばどっちなのさ」と怒る日々。

5月に開催される伊勢志摩サミット。気候変動問題も議論されます。サミットでふと思い出したのが2000円札。発行されたのはサミットが沖縄で開催された2000年でした。さてクイズ！裏面に印刷されていた人物は誰だったでしょう？



山本理愛

新年度こどもエコライフチャレンジ学習会がもうすぐ始まります。楽しくエコライフにチャレンジすることもたちの姿を目に浮かべながら、ワークブックの準備をしています。早くみんなに会いたいなあ。



桃井



豊田



廣瀬

次の方から寄付をいただきました。誠にありがとうございました。

林卓夫、木村智信、磯谷三重子、在間敬子、堀里美、長谷博幸、伊与田徳松、齋藤美佐、中須雅治、森崎耕一、高田裕士
(敬称略、順不同、2016年3月～4月)

気候ネットワーク通信 108号 2016年5月1日発行(隔月1日発行)

発行責任者：浅岡美恵 編集/DTP：田浦健朗、豊田陽介、伊与田昌慶、山本元、山本理愛

認定特定非営利活動法人 気候ネットワーク <http://www.kikonet.org>

【京都事務所】

〒604-8124 京都市中京区帯屋町574番地高倉ビル305
Tel:075-254-1011/Fax:075-254-1012
E-mail:kyoto@kikonet.org

【東京事務所】

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7 一番町村上ビル6F
Tel:03-3263-9210/Fax:03-3263-9463
E-mail:tokyo@kikonet.org



facebook, twitter からアクセス!

Twitter: @kikonetwork

facebook: <http://www.facebook.com/kikonetwork>

Facebookへはこちら
QRコードから▶▶▶



オンラインでクレジットカードによる会費や寄付の支払いが出来ます。より一層のご支援をよろしくお願い致します。

寄付専用口座 三菱東京UFJ銀行京都支店 普通預金 口座番号 3325635 (特定非営利活動法人気候ネットワーク)

郵便振替口座 00940-6-79694 (気候ネットワーク)

銀行振込口座 リソナ銀行京都支店 普通口座 1799376 (特定非営利活動法人気候ネットワーク)

三菱東京UFJ銀行京都支店 普通口座 6816184 (特定非営利活動法人気候ネットワーク)

再生紙に植物油インクを使用し、風力発電による自然エネルギーで印刷しました。



本誌発行に100%再生紙を使用しています